

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

10月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔缶びん〕 ペットボトル	2分別 〔ガラス・陶磁器類〕	3分別 〔電化製品〕 金属アルミ類	蛍光管・電球・電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙バック衣類〕 雑誌・雑がみ ダンボール
1	木	飯・東	野					
2	金	野・南						
3	土			東				
4	日							
5	月	飯・東						
6	火	野・南						
7	水		飯・東・南				野・南	
8	木	飯・東	野					
9	金	野・南						
10	土			飯				
11	日							

- ・別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況(台風や大雪)でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

犯罪被害者やその家族の人権問題



犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。犯罪の被害に遭った人やその家族の方々が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者やその家族の立場を考え、理解することが大切です。

〈犯罪被害者やその家族の人権問題に関する相談窓口〉
 みんなの人権 110番 0570-003-110
 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079-714

12	月							
13	火	野・南						
14	水		飯・東・南				飯・東	
15	木	飯・東	野					
16	金	野・南						
17	土			野				
18	日							
19	月	飯・東						
20	火	野・南						
21	水		飯・東・南					野・南
22	木	飯・東	野					
23	金	野・南						
24	土			南				
25	日							
26	月	飯・東						
27	火	野・南						
28	水					飯・東・南		飯・東
29	木	飯・東	野					
30	金	野・南						
31	土							

合併浄化槽の維持管理を適切に行いましょう!

保守点検と清掃

★浄化槽を設置した者は、適正な管理をしなければなりません! 管理者(浄化槽を設置した者)は、定期的に保守点検を行い、薬品等の補充や清掃を行うことが義務付けられています。
 ※清掃等を行う場合は、町の許可を受けた業者に依頼して実施します。

定期検査(11条検査)

★浄化槽を設置した者は、毎年1回、水質検査を受けなければなりません。これは浄化槽が適切に機能しているか検査するもので、法律により義務付けされています。検査は大分県が許可した大分県環境管理協会に依頼し検査します。
 ※管理者に変更が生じたり、使用しなくなった場合は大分県西部保健所に届出をしてください。

〔お問い合わせは住民環境課(0973-76-3802)まで〕



ごみ袋の出し方について
 ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう!

このえ健康ダイヤル
 (電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)